

生理人類士認定制度規程(2015年2月28日改訂)

<総則>

第1条 日本生理人類学会（以下、学会）は、生理人類学について所定の学識を有する者に対し、生理人類士の資格を認定する。

第2条 生理人類士の資格は、生理人類士1級（アメニティプランナー）、生理人類士準1級（アメニティコーディネーター）、生理人類士2級（アメニティスペシャリスト）の3種とする。

<生理人類士認定委員会および指定校責任者連絡会>

第3条 学会は、生理人類士認定委員会（以下、委員会）および指定校責任者連絡会（以下、連絡会）を設ける。活動内容は、資格認定担当理事（以下、担当理事）を通じ、理事会に報告する。

第4条 委員の定員は若干名とし、原則として学会正会員の中から担当理事が委嘱し、理事会が承認する。さらに、若干名の幹事を置くことができる。委員については、次の1～3を定める。

1. 委員長1名は、担当理事が務め、任期は原則として2年間とする。委員長不在の期間は、委員長代行が務める。委員長代行は委員の互選により定める。
2. 委員の任期は原則として2年間とし、再任を妨げない。
3. 委員、連絡会構成員、およびこれらの経験者は、その業務内容について守秘義務を負う。

第5条 連絡会は、委員および指定校責任者で構成し、次の1～3を定める。

1. 指定校責任者連絡会会長（以下、連絡会長）1名は、連絡会構成員の互選により定め、任期は原則として1年間とする。
2. 連絡会長の下に指定校責任者連絡会副会長（以下、副連絡会長）1名を置くことができる。任期は原則として1年間とする。
3. 委員長は、原則として連絡会長を兼任しない。
4. 資格認定担当理事のひとりが委員長ではなく、かつ指定校責任者であるとき、連絡会長または副連絡会長に就任することができる。

第6条 委員長、連絡会長、副連絡会長の役割については、別途定める。

<生理人類士1級（アメニティプランナー）資格の要件>

第7条 生理人類士1級の認定を受けるには、次の1～3の要件を全て満たさなければならない。本資格の特別認定制度については、第8条に定める。

1. 本学会に3年以上在会すること。
2. 生理人類学に関する業績として、次の1)～3)いずれかの項目を満たすこと。業績については筆頭者でなくてもよい。3)については、申請者の参画を証明する書類を提出すること。
 - 1) 日本生理人類学会が発行する英文誌あるいは和文誌において、原著論文であれば1篇以上、これ以外であれば2篇以上の業績を有すること。
 - 2) 生理人類学に関する領域において、原著論文3篇以上の業績を有すること。なお著書はこれに含めることができる。
 - 3) 企業等において、生理人類学的な発想に基づく業績を1件以上有すること。
3. 委員会が実施する資格認定試験に合格すること。

第8条 第7条の1および2の要件を共に満たし、かつ日本生理人類学会の発展に寄与した者に、生理人類士1級の資格を授与する。対象者は若干名とし、連絡会が推薦し、理事会の承認を得るものとする。

＜生理人類士準1級（アメニティコーディネーター）資格の要件＞

第9条 生理人類士準1級の認定を受けるには、次の1～3の要件を全て満たさなければならない。

1. 本学会会員であること（学生会員も可）。
2. 次の1) または2) を満たすこと。
 - 1) 大学等で教育を受け、次の①～④の要件を全て満たすこと。なお、開講科目が不足するとき、第11条の2に従い、特別講義を受講する必要がある。
 - ①生理人類学に関する科目について2単位以上を取得していること。なお、科目名が生理人類学ではないときは連絡会の承認を必要とする。これらが開講されていない教育機関にあつては、②の中の4単位をもって充てることができる。
 - ②人間科学系（例えば生理学、医学、生物学、衛生学、人間工学、感性科学等）、生活科学系および家政学系科目（例えば衣生活学、食生活学、住生活学、生活科学等）の中から8単位以上を取得していること。
 - ③福祉系科目（例えば老人福祉論、社会福祉論、看護学等）、情報処理系（例えば情報処理、消費者情報論等）、行動科学系科目（例えば人間行動論、コミュニケーション論、人間関係論等）の中から4単位以上の単位を取得していること。
 - ④人文・社会科学系科目（例えば哲学、社会学、法学、心理学、文化人類学等）の中から、2単位以上を取得していること。
 - 2) 本資格にふさわしい業務に2年以上従事し、そのことを証明する書類を提出すること。
3. 連絡会が実施する資格認定試験に合格すること。

＜生理人類士2級（アメニティスペシャリスト）資格の要件＞

第10条 生理人類士2級の認定を受けるには、次の1および2の要件を共に満たさなければならない。

1. 次の1) または2) を満たすこと。
 - 1) 上記第9条2の1) に掲げる要件を満たすこと。
 - 2) 本資格にふさわしい業務に1年以上従事し、そのことを証明する書類を提出すること。
2. 連絡会が実施する資格認定試験に合格すること。

＜指定校制度＞

第11条 受験者への便宜を図るため、指定校制度を設ける。指定校として認定を受けるには、次の1および2の要件を満たさなければならない。

1. 受験者の名簿管理や試験監督などの業務を担当する者（以下、指定校責任者）1名を置くこと。なお、指定校責任者は、本学会正会員でなければならない。
2. 上記第9条2の1) に掲げる①～④の科目を満たす教育機関であること。なお、開講科目が不足するとき、指定校責任者は受験者に対し、特別講義を行う必要がある。特別講義の実施要領については内規に定める。

第12条 申請の手続きは学科あるいは専攻を単位とする。なお、指定校責任者が1級資格を取得しているとき、あるいは1級資格と同等の学識を有する人物であると委員会が認めたとき、管轄可能な単一または複数の研究室について申請することができる。

第13条 上記第11条に定める要件を満たさなくなったとき、委員会は指定校の認定を取り消す。

＜資格認定試験＞

第14条 連絡会は、資格認定試験を実施する。試験実施後については、次の1～3に定める。

1. 連絡会は、合格者に対し認定証を交付する。認定証を紛失したとき、再交付を申請することができる。

2. 連絡会は、合格者の氏名を公示する。
3. 連絡会は、成績優秀者に対し表彰を行う。

<指定校に所属する準1級および2級資格受験者における特典>

第15条 指定校に所属する学生については次の特典を与える。

1. 2級資格の受験者は、本人が希望すれば学生会員になり得る。なお、入会金は別途支払う。
2. 入会のための諸手続きは指定校責任者が一括して行う。詳細については内規に定める。
3. 本学会に入会し、かつ指定校に所属する者が、準1級あるいは2級を受験するとき、受験料については、学生会員年会費1年分を差し引く。

<資格の有効期限>

第16条 1級の資格は、日本生理人類学会退会と同時に失効するものとする。

付則

1. 本則は、2015年2月28日より施行する。
2. 本則の改廃は、理事会の承認を得るものとする。
3. 本制度に関わる受験料等の各種料金については、別途定める。
4. 本制度の事務局の名称を日本生理人類学会資格事務局とし、業務を、〒162-0801東京都新宿区山吹町 358-5 アカデミーセンターに委託する。